

日常生活関連

2-1 留学生の身分に関する諸手続き

外国人が日本に在留するためには、日本国の法律により、出入国在留管理局や市区町村の窓口で在留に関する種々の手続きを行う必要があります。これらの手続きについて詳しくは入国管理局のホームページ（下記）で確認してください。

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

（外国人留学生の定義）

我が国の大学に入学して教育をうける外国人留学生とは、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」の在留資格を有する学生をさしています。

たとえば、「家族滞在」、「日本人の配偶者」、「定住者」などの在留資格をもっている外国籍の人は、「出入国管理及び難民認定法」に基づき我が国で行うことができる活動などの範囲であれば、大学に入学し勉学をすることは可能ですが、大学では外国人留学生としては扱われません。

また、「留学」の在留資格のある学生を対象としている奨学金への申請なども対象外です。

1 在留管理制度

●在留カード

日本に入国し3か月を超えて在留する外国人（中長期在留者）の方には「在留カード」が、特別永住者の方には「特別永住者証明書」が交付されます。在留カードは上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等の在留にかかる許可に伴って交付されるもので、在留カードに記載された事項（①氏名、生年月日、性別、国籍・地域②有効期間の更新など）に変更があった場合や盗まれたり紛失したときは、14日以内に出入国在留管理局で手続きをしてください。ただし住居地の変更や特別永住者証明書に関する手続きは、区役所でしてください。なお在留カードの有効期間は在留期間の満了日までです。

●住民票

住民票は、住所、世帯（一緒に住んでいるだけではなく生計を共にしている人たちの集まり）及び世帯主（世帯を代表する人、生計を維持するうえで中心になる人）などを記録・証明するもので、外国人住民の方（在留カード交付対象者や特別永住者など）にも作成されます。住所や世帯構成等に変更があったときは、本人または代理人が届出をしてください。住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書が必要な方は、本人確認書類（在留カード、特別永住者証明書等）をお持ちになり、区役所で請求してください。

2 在留期間の更新

留学生が日本に在留を許可される期間は、更新する期間の在学年次によって、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月、3月です。この期間は所定の手続きにより延長することができます。この手続きは、在留期間の満了する3ヶ月前から満了するまでに東京入国管理局（付録Eを参照）で行ってください。更新ができたなら、在留カードと旅券（パスポート）と一緒に留学生係へコピーを持ってきてください。表2.1に在留期間の更新時に必要な書類の一覧を示します。

表 2.1: 在留期間の更新時に必要な書類等

申請者	更新者の身分	(a)	(b) + (c)	(d)	(e)	(f)	(g)
A 学生本人による申請	学部生、大学院生	要	要	要	要	不要	要
	研究生	要	要	要	不要	要	要

- (a) パスポート及び在留カード
 - (b) 在留期間更新許可申請書（申請人等作成用 1-2-3）
様式は出入国在留管理局のウェブサイト <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3-1.html> から所望のサイトを選択すると書式がダウンロードできます。
 - (c) 在留期間更新許可申請書（所属機関等作成用 1-2）：留学生係にて事前に申請してください。
 - (d) 在学証明書
 - (e) 成績証明書
 - (f) 研究内容が記載された証明書
 - (g) 収入印紙（手数料）
- (注) 上記いずれの申請の場合においても、勉学状況が良好でないことが明らかになるなど審査の過程で必要と認められるときは、経費支弁能力を示す資料、履歴書、最終学歴に係る証明書等その他参考となる資料の提出を求められる場合があります。

3 一時出国と再入国許可

留学生が夏休みなどを利用して自国に帰国や日本の近隣諸国に旅行のために一時的に日本を離れる場合、あるいは、研究発表で海外の学会に参加するために一時的に日本を離れる場合には「一時帰国・海外渡航届」に指導教員の承認を受けて留学生係に届け出てください。「一時帰国・海外渡航届」の用紙は留学生係で受け取るか、本学ウェブサイトを確認してください。

有効な旅券と在留カードを所持していれば、出国後1年以内（特別永住者の方は2年以内）に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はありません。ただし在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。

1年を超えて出国した後、許可されている在留期限内に再び日本に入国しようとする場合には、出国する前に再入国の許可が必要です。再入国許可の有効期限の上限は、在留期限の満了日を超えない範囲で最長5年（特別永住者の方は6年）です。

4 在留資格の変更

現に有する在留資格に属する本来の活動をやめて新しい別の活動を行おうとする場合には、出入国在留管理局で「在留資格変更許可」を受けなければなりません。変更手続きについては出入国在留管理局に確認してください。

5 休学と在留資格についての注意

入管法第 22 条の 4 によると、現に有する在留資格（本学留学生の場合「留学」）に係る活動を継続して 3 か月以上行っていない場合（ただし、当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く）に在留資格を取り消されることがあります。留学生が「休学」をする場合、休学期間中は 1) 本国へ帰国、または 2) 他の在留資格を取得する必要がありますので注意してください。特に、「留学」の在留資格を持っている留学生の場合「経済的な理由」での休学は正当な理由にあたりません。つまり、そのような留学生は経済的な理由で休学をし、休学中に資格外活動（アルバイト）をして日本に滞在することはできません。休学を考えることになったらすぐに、留学生係に相談してください。